

公益社団法人日本ペストコントロール協会 ペストコントロール優良事業所認証規程

平成10年 1月13日 制定
平成14年 1月17日一部改正
平成19年 5月23日一部改正
平成21年 5月26日一部改正
平成25年 4月 1日一部改正
平成31年 4月18日一部改正
令和 2年 1月16日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本ペストコントロール協会（以下「当協会」という。）が、ペストコントロール優良事業所（以下「優良事業所」という。）の資格を定めることにより、ねずみ・昆虫その他、人の健康を妨げる有害生物防除（以下、「ペストコントロール」という。）業務の適正化を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で優良事業所とは、ペストコントロール業を営む事業所。
2 本規程第4条に定める認証を受けたものをいう。

(資格認証委員会)

第3条 資格認証委員会（以下「委員会」という。）の業務等は、当協会技術者認証規程第4条から第7条までの規定を準用する。

第2章 優良事業所の認証

(優良事業所の認証)

第4条 当協会会長は、資格認証委員会の審査を経て、申請者の事業所に優良事業所認証票（以下「認証票」という。）を交付し、優良事業所名簿に記載する。
2 認証有効期間は、6年間とする。

(認証の基準)

第 5 条 前条の認証は、次の基準を満した事業所に対して行う。

- (1) 事業所に、専任の資格の有効なペストコントロール 1 級技術者（以下「1 級技術者」という。）がいること。
- (2) 事業所には、次の機器材、設備が備わっていること。
 - ア. 全自動・動力・ミスト・ULV 噴霧、散粉等の薬剤施工用機器具類
 - イ. 毒餌皿、毒餌箱、捕そ器、その他の殺そ用具類
 - ウ. 防毒マスク、防護メガネ、消火器、その他の安全用具類
 - エ. 照明器具、真空掃除機、脚立、防そ防虫工事用具、その他の作業用具類
 - オ. ルーペ、実体顕微鏡、カメラ、調査用トラップ、その他の調査用具類
 - カ. 施錠可能な、専用の機器庫及び薬剤庫
- (3) 事業所もしくは事業所の上部組織が一括して、次の各種保険に加入していること。
 - ア. 社会保険（健康保険、厚生年金保険もしくは国民健康保険、国民年金）
 - イ. 労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）
 - ウ. 損害賠償責任保険（対人・対物の両方の補償に加入）

（不認証事項）

第 6 条 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次の各号の一に該当するときは、第 4 条の認証を行わないものとする。

- (1) 第 12 条第 1 項第 2 号、第 3 号あるいは第 4 号の規定により認証取り消しの処分を受けた者で、その処分の日から 2 年を経過していない者
- (2) ペストコントロール業務に関し、不正の行為があった者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終り、または執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過していない者
- (4) その他、ペストコントロール業務の遂行と当協会の名誉を阻害することが明白である者

（認証の申請）

第 7 条 新たに優良事業所の認証を申請するときは、様式第 1 号に、手数料を添えて当協会会長に提出しなければならない。

- 2 前項の様式には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請者が個人の場合は住民票の写し、申請者が法人の場合は登記簿謄本の写し
 - (2) 様式第 2 号
 - (3) 認証を受けようとする事業所が加入している損害賠償責任保険証書の写し
 - (4) 認証を受けようとする事業所の前事業年度の納税証明書の写し
 - (5) 様式第 3 号、並びに機器庫・薬剤庫の平面図
- 3 認証を受けようとする事業所が、建築物における衛的環境の確保に関する法律に基

づく建築物ねずみ昆虫等防除業登録を受けている場合は、前項第5号に定める添付書類について、建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明証の写しの提出により替えることが出来るものとする。

(認証事項)

第 8 条 第4条に定める認証は、次の事項について行う。

- (1) 申請者の氏名及び住所、あるいは法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに事業所の所在地
- (2) 当該事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所に所属する資格の有効な1級技術者の氏名及び認証番号並びに住所

(認証期間中の報告義務)

第 9 条 優良事業所は、認証期間中に申請事項に変更が生じた場合は、直ちに様式第4号に、変更事項の事実を証明する書類を添えて、当協会会長に届け出なければならない。

(認証の更新申請)

第10条 第4条に定める認証更新の申請者は、様式第5号に、第7条第2項各号の書類を添付のうえ、手数料を添えて当協会会長に提出するものとする。

2 認証を受けようとする事業所が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業登録を受けている場合は、第7条第2項第5号に定める添付書類について、建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明証の写しの提出により替えることが出来るものとする。

(認証票の再交付)

第11条 認証票を破損、汚損又は紛失したときは、様式第6号に手数料を添えて当協会会長に提出し、再交付を受けるものとする。

(認証の取消し)

第12条 優良事業所が次の各号の一に該当したときは、当協会会長は、委員会の審議を経て認証を取り消すことができる。

- (1) 優良事業所が、第5条の基準に合致しなくなったとき
- (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて認証を受けたとき
- (3) 優良事業所に第6条第1項第2号、第3号もしくは第4号の一に相当する事態が新たに発生したとき
- (4) その他申請者もしくは優良事業所に、優良事業所としての信用を著しく傷つけ、または当協会の不名誉となるような行為があつたとき

- 2 前項各号により認証を取り消す場合は、当協会会長は文書により通知する。
- 3 認証を取り消された事業所は、直ちに当協会会長へ認証票を返還しなければならない。返還に要する送料は当協会が負担する。

第3章 手 数 料

(手数料)

第13条 認証等を申請するときは、下記の手数料を当協会に納めなければならない。

(1) 優良事業所認証申請料	25,000円（税抜き）	《当協会会員又は会員事業所》
	40,000円（税抜き）	《上記以外》
(2) 優良事業所認証更新申請料	21,000円（税抜き）	《当協会会員又は会員事業所》
	33,000円（税抜き）	《上記以外》
(3) 優良事業所認証票再交付申請料	15,000円（税抜き）	《当協会会員又は会員事業所》
	24,000円（税抜き）	《上記以外》

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年5月23日より施行する。

この規程は、平成21年5月26日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月18日より施行する。

この規程は、令和2年1月16日より施行する。